

Information 04

3月16日発生福島県沖地震被災者支援情報

罹災証明書等交付申請の受付を再開

市は、3月16日の福島県沖を震源とする地震に伴う罹災証明書を被災者から申請を受け付けています。

【申請書類】罹災証明書(住家の被災) 罹災証明申請書 被災証明書(住家以外の家屋や土地、門扉、家具、動産などが被災) 被災証明願、被害の全景および詳細な損害箇所がわかる写真

※世帯員以外の方が申請する場合は、委任状が必要です

【申請期限】9月15日(木)

【申請窓口】総務部税務課または各総合支所

【問い合わせ】総務部税務課(固定資産税係)
☎0220(22)2163

一部を補助します。【対象者】一部損壊以上の被害を受けた世帯で、災害救助法に基づく「住宅の応急修理」の支援を受けなかった世帯

【補助対象経費】被災住宅の修理、解体撤去等に要する経費(材料購入費も可)

【補助率・補助上限額】▼半壊以上 費用の5分の1/10万円 ▼準半壊 費用の5分の1/5万円 ▼一部損壊 修理費用が10万円以上/一律2万円

【申請期限】令和5年3月15日(水)

【申し込み問い合わせ】住宅都市整備課(建築係)
☎0220(34)2316

られた建物 ※建物の全部解体・撤去を行うものに限りませぬ ※住宅の応急修理制度、被災住宅災害復旧費補助制度との併用はできません ※すでに解体契約済みの場合は相談ください

【申込方法】電話またはメールで予約の上、環境課または各総合支所市民課窓口にて備え付けの申請書(市公式ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出ください

【申込期限】8月31日(水)

【申し込み問い合わせ】市民生活部環境課(廃棄物対策係)
☎0220(58)2115



Information 05

公共下水道などへの接続費用の一部を補助

●宅内排水設備設置工事費補助金

排水設備工事の施工延長が長い人の負担を補助する制度です。次の条件を満たしている人に補助金を交付します。希望する人は申請書を提出してください。

【補助対象工事】①公共下水道事業、農業集落排水事業は、最上流端から汚水ますまでの間の30メートルを超える区間に係る工事。ただし、枝線は除く ②浄化槽整備推進事業は、32メートルを超える区間に係る工事

【補助金額】1メートルにつき5千円、30万円を限度とする

【補助対象期間】下水道が使用可能後5年間

※補助対象建築物は、一般住

宅および店舗付住宅

【補助対象者】①市税などの滞納がない人 ②下水道受益者負担金(分担金の滞納がない人) ③水洗便所改造資金融資あつせん

くみ取り便所を水洗便所に改造する場合や、し尿浄化槽を取り壊して下水道に直接流す場合に、工事資金を無利子で融資します。希望する人は申請書を提出してください。

【融資あつせんの金額】建物1棟当たり120万円以内

【融資あつせんの対象者】①市税などの滞納がない人 ②下水道受益者負担金(分担金の滞納がない人) ③月々の返済ができる所得のある人 ④市税などの滞納がない保証人(1人)も



市下水道キャラクター「水守(みもる)さん」

しくは金融機関指定の保証機関の保証を受けられる人

【取扱金融機関】▼みやぎ登米農協 ▼仙北信用組合 ▼七十七銀行 ▼石巻商工信用組合 ▼仙台銀行 ▼一関信用金庫 ▼東北労働金庫 ▼新みやぎ農協

※宅内補助金および水洗化の融資あつせん制度を併用して利用する場合は、宅内補助金を差し引いた額が融資あつせん額になります

【問い合わせ】上下水道部経営総務課(業務係)
☎0220(52)3311

Information 06

道路の損傷をラインで通報

被災住宅災害復旧費を補助します

3月16日の福島県沖を震源とする地震により被害を受けた住宅の復旧に必要な経費の

3月16日の福島県沖を震源とする地震により被災した住家などについて、所有者からの申請に基づき、解体撤去(公費解体)を行います。

【対象要件】市の調査で半壊以上の判定を受けた住家または半壊以上の被害があると認め

被災住家などを公費で解体します

【補助対象期間】下水道が使用可能後5年間

※補助対象建築物は、一般住

Information 08

便利な日常の移動手段 デマンド型乗合タクシー

デマンド型乗合タクシーとは、予約により自宅に迎えに来てくれて、他の利用者と乗り合わせながら、登録された病院や商業施設まで送迎してくれる公共交通です。市内では現在、市民バスなどの運行が少ない地域での有効な移動手段として、別表に記載の4地区で運行しています。地域内の移動手段として利用ください。

録の受付施設へ問い合わせください

【問い合わせ】まちづくり推進部市民協働課(地域づくり推進係)
☎0220(22)2173

Information 07

山吉田水門工事に伴う市道通行規制のお知らせ

市は、市公式ラインの新たな活用として、道路の損傷など、不具合箇所の位置や現場の状況を通報できる機能を市公式ラインに導入します。

■利用方法

▼市公式ラインを「友だち追加」か「友達登録」する

▼投稿方法 ①市公式ラインの通報機能で起動 ②不具合箇所の写真、位置情報などを投稿 ※アプリのダウンロードや投稿などにかかる通信料は、利用者

の負担

■利用上の注意

▼道路に関する不具合が対象のため、それ以外の整備要望には対応できません

▼道路の陥没や倒木など、緊急を要する場合は、各総合支所または建設部建設総務課まで電話で連絡ください

【利用開始日】8月1日(月)

【問い合わせ】建設部建設総務課(道路河川管理係)
☎0220(34)2365



詳しくは市公式ホームページを確認ください

山吉田水門改良工事に伴い、市道穴山・南大畑線が8月下旬から令和5年3月末まで工事区間(切り直し道路)で、終日片側交互通行規制となります。片側交互通行期間中は、誘導看板、工事用信号機または誘導員の指示に従って通行してください。また、歩行者、自転車通行者は、工事現場脇

の「歩行者・自転車通行道」を通行してください。工事に伴う交通渋滞が予想されますので、最寄りの国道または県道への迂回にご協力をお願いします。

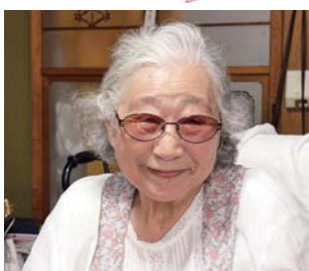
【問い合わせ】県東部土木事務所登米地域事務所(河川砂防第二班)
☎0220(22)2216



通院や日用品の買い出しなどでデマンドタクシーを利用しています。家族や地域に寄り添ったうれしいサービスだと思いで、たくさんの方に興味を持ってほしいですね。

■運行地区と登録・問い合わせ先

運行地区	利用登録の受付
迫町森地区	森公民館 ☎0220(22)8387
東和町米川地区	米川公民館 ☎0220(53)4155
東和町錦織地区	錦織公民館 ☎0220(53)3003
中田町浅水地区	浅水ふれあいセンター ☎0220(34)2008



小野寺 三和子さん(89) 中田町新田